少 子 化 社 会 対 策 大 綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

○少子化社会対策基本法に基づく**総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針**
○平成27年３月20日閣議決定（平成16年、22年に続き、今回は３回目）

＜少子化社会対策基本法＞（平成15年法律第133号）
（施策の大綱）
第７条　政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

Ⅰ　はじめに

○少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。**社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
○少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**
○直ちに集中して取り組むとともに、**粘り強く**少子化対策を推進
○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、**社会全体で行動を起こす**べき

Ⅱ　基本的な考え方　～少子化対策は新たな局面に～

（1）結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**
（2）**個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる**ことを基本的な目標
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
（3）「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「地域・企業など**社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応
（4）今後５年間を**「集中取組期間」**と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**
（5）**長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、継続的かつ総合的な対策を推進

Ⅲ　重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
⇒今後さらに「質の向上」に努力

○待機児童の解消

・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保
⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

○「小1の壁」の打破

・「放課後子ども総合プラン」

⇒小３までから小６までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

・若者の雇用の安定
⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

・自治体や商工会議所による結婚支援

⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革

・長時間労働の是正
⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
・男性が出産直後から育児できる休暇取得
⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

・職場環境整備や多様な働き方の推進
⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
・女性の継続就労やキャリアアップ支援
⇒「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組

・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
・先進事例を全国展開

○「地方創生」と連携した取組

・国と地方が緊密に連携した取組

Ⅳ　きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

〇結婚

・ライフデザインを構築するための情報提供

⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

〇妊娠・出産

・「子育て世代包括支援センター」の整備

⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施

・産休中の負担軽減

⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除

・産後ケアの充実

⇒産後ケアガイドラインの策定検討

・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止　*⇒ 企業への指導の強化・徹底*

・周産期医療の確保・充実等

〇子育て

・経済的負担の緩和　*⇒幼児教育の無償化の段階的実施*

・三世代同居・近居の促進　・小児医療の充実

・地域の安全の向上　*⇒子供の事故や犯罪被害防止*

・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援

⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

〇教育

・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育　⇒　*教材への記載と教職員の研修*

〇仕事

・正社員化の促進や処遇改善

・ロールモデルの提示

⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示

・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

〇結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及

・子育て支援パスポート事業の全国展開

〇企業の取組

・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有

⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進

・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

Ⅴ　施策の推進体制等

〇国の推進体制　・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

〇施策の検証・評価　・数値目標を設定

・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

〇大綱の見直し　・おおむね５年後を目途に見直し

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、
国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標（2020年）

子育て支援

- □ 認可保育所等の定員 ： **267万人**（2017年度）（234万人（2014年4月））
  - ⇒ 待機児童 **解消をめざす**（2017年度末）（21,371人（2014年4月））
- □ 放課後児童クラブ ： **122万人**（94万人（2014年5月））
  - ⇒ 待機児童 **解消をめざす**（2019年度末）（9,945人（2014年5月））
- □ 地域子育て支援拠点事業 ： **8，000か所**（6,233か所(2013年度)）
- □ 利用者支援事業 ： **1，800か所**（291か所（2014年度））
- □ 一時預かり事業 ： **延べ1，134万人**（延べ406万人（2013年度））
- □ 病児・病後児保育 ： **延べ150万人**（延べ52万人（2013年度））
- □ 養育支援訪問事業 ： **全市町村**（1,225市町村（2013年4月））
- □ 子育て世代包括支援センター ： **全国展開**　支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 **100%**

男女の働き方改革（ワークライフバランス）

- ■ 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 ： **80%**（－）
- □ 第1子出産前後の女性の継続就業率： **55%**（38.0%（2010年））
- □ 男性の育児休業取得率 ： **13%**（2.03%（2013年度））

教育

- ■ 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合 ： **70%**（34%（2009年））*（注）先進諸国の平均は約64%*

結婚・地域

- ■ 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数 ： **70%以上の市区町村**（243市区町村（約14%）（2014年末））

企業の取組

- ■ 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数 ： **44万店舗**（22万店舗（2011年））

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- ■ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合 ： **50%**（19.4%（2013年度））

■は新規の目標